

第1回 奥山小学校運営協議会 次第

令和7年5月20日（火）4階会議室

15:00～16:00

- 1 校長挨拶
- 2 新規委員任命書交付
- 3 自己紹介（委員、学校職員）
- 4 会長の選出、副会長の指名
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 議長の選出について
- 7 前回会議録、令和6年度協議会自己評価の確認、令和7年度の目標について
- 8 熟議
 - （1）学校運営基本方針について（校長より説明）
 - （2）いじめ対策の方針について
 - （3）夢育やらまいか事業に対する意見書について
- 9 報告
 - （1）学校支援コーディネーターより
- 10 その他
 - （1）職員紹介
 - （2）今後の予定
 - ①第2回運営協議会
日時 令和7年7月1日（火） 13:00～15:00
内容 授業参観、児童の実態についての情報交換
 - ②第3回運営協議会
日時 令和7年10月1日（水） 15:00～16:00
内容 前半の振り返り、後半の方向性についての確認
 - ③第4回運営協議会
日時 令和8年2月13日（金） 13:00～15:00
内容 授業参観、学校関係者評価、次年度の学校運営方針説明、本年度の振り返り
 - （3）次回議長の選出
 - （4）連絡事項

令和7年度学校運営協議会メンバー

◇学校運営協議会委員

会長	さるた しげお 猿田 重雄
副会長	かわむら ひさこ 河村 壽子
委員	なかた しんご 仲田 伸吾（学校支援コーディネーター）
委員	たかだ なおき 高田 直機
委員	おおさわ しげよし 大澤 重義
委員	にしざわ てるひさ 西沢 晃久
委員	みねの まさひろ 峰野 政博

◇学校

校長	藤社 美波
教頭	太田 健太郎
教務 CS担当教員	大場 貴史
CSディレクター	荒谷 朋子

◇浜松市教育委員会

教育総務課	牧野 知子
-------	-------

(様式1)

学校番号 (小)・中 105)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(奥山小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

『奥山小学校教育の理解に努め、地域諸団体と一層の結び付きを図り、奥山小学校で学んだことを誇れる奥山の子を育てるための協議を進める』

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

浜松市の目指す子供の姿

- ・自分らしさを大切にすることも
- ・他者と協働し、主体的に行動できることも
- ・自己調整しながら粘り強く取り組むことも

奥山小の子供の願い

- ・自分の思いを表現豊かに伝えたい。
- ・目標をもって頑張る力を身に付けたい。
- ・自分も友達も大切にしたい。

引佐南部中学校区で目指す子供の姿

- ・人とかかわりを大切にする子
- ・学びを楽しむ子
- ・基本的な生活習慣を身に付けた子

学校教育目標

ふるさと奥山に学び、自分らしさを発揮する子

【知】 学び合い

（知識・技能） 新しい価値を生み出す

付けたい力を明確にした単元展開の共有

（思考力・判断力・表現力） 対話を通して深める

目的を明確にした交流

（学びに向かう力・人間性等） 学びを社会や未来につなげる

振り返りの内容の充実



【徳】 認め合い

（知識・技能） 自己を見つめる

考え、議論する道徳科授業の実践

（思考力・判断力・表現力） 友達とともに輝く

「みつけたよカード」の活用

（学びに向かう力・人間性等） 温かくかかわる

縦割り活動や交流活動の充実

キャリア教育の推進

Ⅱ

夢と「自分らしさ」
自己肯定感の醸成

【体】 鍛え合い

（知識・技能） 健康な心身をつくる

自律した生活習慣の確立

（思考力・判断力・表現力） 自他の命を守る

安全意識の向上 〈交通・防犯・防災〉

（学びに向かう力・人間性等） 目標をもって続ける

体力の向上 〈なわ跳び・持久走〉

おわりまで イメージする力
（キャリアプランニング能力）

くわしく伝えて かかわる力
（人間関係形成・社会形成能力）

やり方を考えて 解決する力
（課題対応能力）

まとめをして 自分を見つめる力
（自己理解・自己管理能力）

子供一人一人の意欲と自信を育む学校

学校の自慢をつくろう

自分の自慢をみつけよう

＜一人一人が奥山スター＞ 一人一人が生きる活躍の場（みんなが主役）

＜異学年・校種との交流＞ 縦割り活動、幼稚園・中学校区小・中学校との交流

＜家庭的な温かい雰囲気＞ 子供・保護者・地域住民・教職員が互いに理解者

こどもの可能性を引き出す教職員

＜「人・もの・こと」と響き合う授業づくり＞ ＜きめ細やかな丁寧な指導＞ ＜働き方改革＞

地域とともに歩む学校

＜ビジョンの共有＞ ＜地域の教育力の活用 ～人・歴史・自然・伝統文化～＞ ＜活動の「見える化」＞

描く夢や未来の実現

主体性

物事を自分事としてとらえ、
目前の課題の解決や、描く未来の実現に向けて
粘り強く取り組む

多様性・包摂性

一人一人の自分らしさを認め、
互いを尊重しあいながら、
誰もが活躍できる環境を実現していく

信頼・協働

それぞれの立場の人が、人や組織に信頼を置き、
協働したり、相互に作用したりして、
よりよい関係性を構築していく

目指すこどもの姿

自分らしさを大切にするこども

他者と協働し、主体的に行動できるこども

自己調整しながら、粘り強く取り組むこども



目指す教職員の姿

こどもの自分らしさを受け止める教職員

愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員

専門性と指導力を磨き続ける教職員

方針Ⅰ 自分や浜松の未来を創る人づくり

政策 1 未来の創り手に求められる力の育成

- ① 確かな学力の育成
- ② 豊かな心の育成
- ③ 健やかな心身の育成
- ④ グローカル人材の育成
- ⑤ 情報活用能力の育成
- ⑥ 持続可能な社会・地域の形成に参画する態度の育成
- ⑦ 育ちや学びをつなぐ教育の推進

政策 2 多様なニーズに対応した学びや支援の充実

- ① 多様なニーズに対応したこども・保護者への支援
- ② 特別な支援を必要とするこどもの学びや支援の充実
- ③ 不登校児童生徒の学びや支援の充実
- ④ 外国につながるこどもの学びや支援の充実
- ⑤ 多様な才能・個性を伸ばす機会の提供

方針Ⅱ 安全・安心で魅力ある環境づくり

政策 3 「はままつの先生」の魅力と資質能力の向上

- ① 志ある優れた教職員の確保
- ② 専門性を有する質の高い教職員の育成
- ③ 多様な支援スタッフの配置
- ④ 教職員がいそいそと働ける環境の整備

政策 4 安全・安心に学べるより良い教育環境の整備

- ① 新しい時代の学びを実現する学校施設等の整備
- ② 学校安全の推進
- ③ 中山間地域等における教育環境の向上
- ④ 学びの機会確保に向けた支援
- ⑤ いじめの問題への対応

方針Ⅲ こどもの学びや育ちを支える連携・協働

政策 5 多様な人材・主体との連携・協働

- ① コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- ② 魅力ある地域人材や団体等との連携
- ③ 家庭教育支援の推進
- ④ 放課後の居場所づくり

浜松市立奥山小学校いじめ防止基本方針【令和7年度 概要版】

改定の概要

○改定概要

- ・本校のいじめ防止対策が適切に機能しているか評価・点検して見直す仕組みを整備
- ・いじめの防止等に関する取組を明記
- ・いじめの早期発見のための相談体制の整備・迅速な対応
- ・いじめは特定の教職員によらず、組織で対処
- ・いじめを行った子供に対しての指導や関係機関と連携した対応

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

- 個々の行為がいじめに当たるかは「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要
- いじめは特定の教職員によらず、校内いじめ対策委員会を活用して認知
- 犯罪行為として取り扱われるべきと認められた事案等については、教育的配慮や被害者への配慮の上、早期に警察と連携した対応を実施

2 いじめの理解

- いじめはどの子供にも起こりうるものであり、集団全体にいじめを許さない雰囲気が生まれるようにすることが必要

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの未然防止

- 学校は、全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係の素地を養う

(2) いじめの早期発見

- 子供がSOSを発信できるようにすること、教職員がSOSに気付けるようにすることが必要
- いじめを隠したり軽視したりしないよう、積極的にいじめを認知

(3) いじめへの対処

- いじめへの対処についての体制を整備

(4) 地域や家庭との連携

- PTA、地域、学校が協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設定
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度の活用

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のための組織

(1) 校内いじめ対策委員会組織と役割

浜松市立奥山小学校 校内いじめ対策委員会：全職員

（必要に応じて）発達支援コーディネーター、スクールカウンセラー、
スクールソーシャルワーカー等

○毎月1回定期的に開催、事案が発生した場合は、随時開催

(2) いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

- 会議などの企画・運営
- 情報収集、実態把握、保護者・地域・関係機関との連携の窓口、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを推進、研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- 「浜松市立奥山小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう役割を明記

いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

第2 いじめの防止等のための対策【左下段からの続き】

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 奥山小年間指導計画

- いじめの防止等に関する取組が実効的なものになるよう年間指導計画を作成

(2) いじめの未然防止

- 「学び合い」「認め合い」「鍛え合い」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組む。

- 6月「命を大切にする月間」

- 子供と共に、未然防止のための取組を展開

(3) いじめの早期発見

- 子供とのコミュニケーション、定期的なアンケート調査、個人面談等から、子供がいじめを訴えやすい環境を整備

- 教育委員会と連携、ネットパトロールの活用

(4) いじめに対する措置

- 教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、対応

(5) 関係機関との連携

(6) 学校における教育相談体制の整備

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

(8) いじめが解消している状態

- いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安）、いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9) 「浜松市立奥山小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- ホームページ公開、年度開始時に説明、取組状況の評価・検証

3 地域や家庭の役割

(1) 地域の役割

- 地域の人たちが地域で育つ子供に積極的に関わる。

- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止める。

(2) 家庭の役割

- いじめ防止対策推進法における保護者の責務

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。

- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。

- 子供との触れ合いや対話を大切にする。

- 子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、連携して、いじめの早期発見に努める。

- 携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持つ。

- 子供がいじめを行ったことが分かった場合、学校と協力して指導する。

第3 重大事態への対処

○教育委員会へ報告し、ガイドライン等により適切に対応

スケッターズ 活動計画（案）

R 7

[illegible]